

昭和音楽大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 昭和音楽大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的の公表)

第3条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修等を実施する。

- 2 前項の委員会については別に定める。

第2章 学科、収容定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第5条 本学において設置する学科及び収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
音 楽 科	100人	200人

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、学生は4年を超えて在学することができない

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

3 学長は、事情により第1項に定める学期及び授業期間について変更することができる。

(休 業 日)

第9条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学園創立記念日 1月15日

(3) 夏季休業日

(4) 冬季休業日

(5) 春季休業日

(6) 夏季、冬季、春季休業日は学事日程により定める。

2 学長は事情により前項の規定にかかわらず臨時に休業日を定め、または休業日の変更を行うことができる。

第4章 教育課程、履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 本学において開設する教養科目、外国語科目及び専門科目に関する単位数は別表1のとおりとする。

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修、選択必修科目及び選択科目とし、2カ年に分けて履修させるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生の修業年限は3年又は4年とする。

3 長期履修学生は、長期履修期間に2年を加えた期間を超えて在学することは

きない。

(履修科目の登録)

第13条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(単位の認定)

第14条 各授業科目を履修し、試験、その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格したものには、所定の単位を与える。ただし、授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定める規定により、学生が他の短期大学・大学及びその他の教育施設等における学修を、次条に定める既修得単位と併せて、30単位を超えない範囲で本学において修得したものととして認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第45条の規定による科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校専攻科その他文部科学大臣が定める教育施設における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第17条 試験等による成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～0点	F

- 3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。
- 4 グレードポイントアベレージ(GPA)は、前項の評価のうち、Sはグレードポイント(GP)を4、Aは3、Bは2、Cは1、Fは0とし、各科目の評価にその科目の単位数を乗じて得た積の合計を、履修科目の合計単位数で除した数値で算出する。算出方法の詳細は別に定める。

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実技、実習及び実験については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により授業を行う場合は、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (5) 卒業公演等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(授業の方法)

第18条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前項の授業の方法により修得す

る単位数は30単位を超えないものとする。

- 4 第一項の授業を、外国において履修させることができる。第二項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件)

第19条 本学を卒業するためには、学生は履修要綱に定める授業科目62単位以上を修得し、その他大学が定める卒業の要件を満たさなければならない。

(教育職員免許状)

第20条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。教職課程の科目と単位数は別表2のとおりとする。

- 2 本学の学科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学科	取得できる教育職員免許状の種類
音楽科	中学校教諭二種免許状(教科・音楽)

(司書資格)

第21条 司書となる資格を得ようとする者は、第19条に規定する卒業要件を充足し、かつ図書館法及び図書館法施行規則に定める図書館に関する科目と単位を修得しなければならない。本学が開講する図書館に関する科目と単位数は別表3のとおりとする。

(卒業の認定)

第22条 本学に在学し、第19条に定める単位を修得し、その他大学が定める卒業の要件を満たした者に対し、学長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第23条 卒業者に短期大学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規則は別に定める。

第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学の資格)

第25条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第26条 入学志願者は、本学所定の書類に定められた入学検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。

- 2 提出時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第27条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 この場合、退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は、学長が行う。

(編入学・転入学)

第28条 他の学校等から編入学または転入学を希望する者があるときは、第5条で規定する収容定員の範囲内で選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 編入学・転入学の場合に必要な手続きは別に定める。

(入学に関する手続き及び入学許可)

第29条 本学が行う入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を納入し、本学の指定する書類を提出しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

第30条 入学を許可された者は、連帯保証人1名を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 連帯保証人は、学生が在学中に本学に対し負担する次の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で連帯保証するものとする。

- (1) 学費および学費にかかる遅延損害金
- (2) 学内施設・備品、楽器、図書などに損害を与えた場合の損害賠償金
- (3) その他在学中に学生が負担するいっさいの債務

- 3 連帯保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退 学)

第31条 退学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ学長に願い出るものとする。

(休 学)

第32条 疾病その他やむをえない事情により3カ月以上就学することのできない者は、連帯保証人連署のうえ学長に休学を願い出るものとする。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第33条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にとっては、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復 学)

第34条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第33条に規定する休学年限を超えた者
- (3) 授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡または行方不明の者

第6章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第36条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表4のとおりとする。

2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学等の場合の授業料・施設費)

第37条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料及び施設費全額を納入しなければならない。

2 授業料・施設費を分納した者が前期中に退学した場合は、未納の年額2分の1相当額を徴収しないものとする。

(休学の場合の授業料・施設費)

第38条 休学者についての授業料・施設費の扱いを次のとおり定める。

(1) 授業料年額分を第1期、第2期に分納している場合、休学の理由が発生した当該学期の授業料は、これを全納するものとする。

(2) 授業料年額分全納している場合、休学の理由が前期に発生した場合、第2期分に該当する授業料は、復学した年度の授業料の一部にこれを充当するものとする。

(3) 復学した場合の授業料納入について、休学の理由が消滅し復学が認められた場合

(ア) 前期中に復学した場合、その年度の授業料年額に相当する額を納入しなければならない。

(イ) 当該年度後期から復学する場合は、第2期分の授業料はこれを全納するものとする。

(4) 休学の場合の施設費について

(ア) 年間休学者は施設費年額の1/2額を納入するものとする。

(イ) 半期休学者は施設費年額の3/4額を納入するものとする。

(授業料・施設費の返還)

第39条 既納の授業料及び施設費は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 年額を納入した者が、前期中に退学した場合は、年額の2分の1相当額

(2) 入学手続をした者が、指定の期間内に所定の手続きにより入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く全額

第7章 教職員組織

(教職員)

第40条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員等の職員をおく。

2 前項に定めるほかに、副学長を必要に応じておくことができる。

(教職員の職務)

第41条 教職員の職務は学校教育法及びその他の法令の定めるところによる。

2 教職員の職務は次の各号の定めによる。

(1) 学長は、本学を代表し校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(4) 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第8章 教授会

(教授会)

第42条 本学に重要な事項を審議するため、教授会をおく。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、学長、副学長、学科長及び専任の教授、准教授、専任講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会にその他の教職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない

(審議事項)

第44条 教授会は、第42条2項に基づき、次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 教学に関する諸規程の制定、改廃に関する事項

- (5) 教員の研究等に関する事項
 - (6) その他、学長が教授会の意見を聴くことが必要とした教育研究上の重要な事項
- 2 教授会は前項に規定するもののほか、第42条3項に基づき、次の事項を審議する。
- (1) 学生の転学、転科、休学、復学等に関する事項
 - (2) 学生の厚生補導に関する事項
 - (3) 学生の賞罰に関する事項
 - (4) 除籍に関する事項
 - (5) その他、教授会で審議が必要と思われる事項

第9章 科目等履修生、研究生及び外国人学生

(科目等履修生)

- 第45条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生として履修した科目に対し、試験の結果合格したものには、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

- 第46条 特定の専門実技を研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障をきたさないかぎり、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

- 第47条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上入学を許可する。
- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第10章 賞 罰

(表 彰)

- 第48条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は表彰することができる。

(罰 則)

- 第49条 本学の学則に違反し、また次の各号に該当する行為があったときは、学長は懲戒することができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

- (4) 短期大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第11章 公開講座

(公開講座の開設)

第50条 本学において必要があると認めるとき、公開講座を設けることがある。

第12章 図書館

(図書館)

第51条 本学に図書館をおく。

- 2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

第13章 事務局

(事務局)

第52条 本学に事務局をおく。

- 2 事務局の組織及び職務分掌については別に定める。

第14章 学生寮

(学生寮)

第53条 本学に学生寮をおく。

- 2 学生寮に関し必要な事項は別に定める

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する収容定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

また、平成6年度以前の入学者の授業料は、それぞれ当該入学年度の学則による。

年度 学科等	平成7年度		平成8年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	265人	545人	265人	530人	185人	450人
器楽専攻	210人	420人	210人	420人	130人	340人
声楽専攻	55人	125人	55人	110人	55人	110人

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

なお、「ヨーロッパ社会と芸術Ⅰ」及び「ヨーロッパ社会と芸術Ⅱ」については、平成7年度以前の入学者も履修できる。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

また、第4条の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	245人	510人	245人	490人	165人	410人
器楽専攻	190人	400人	190人	380人	110人	300人
声楽専攻	55人	110人	55人	110人	55人	110人

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(1) 平成10年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) また、第4条の規定にかかわらず、平成11年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	245人	490人	165人	410人
器楽専攻	175人	365人	95人	270人
声楽専攻	70人	125人	70人	140人

(3) (1) の規定にかかわらず別表Ⅰの授業科目のうち、別に定める科目については、平成10年度以前の入学者も選択科目として履修できる。

(4) 第19条第2項の単位数は平成11年度の入学者から適用する。また第20条の単

位数については従前の学則により入学した者についても適用できる。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

- (1) 平成11年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (2) また、第4条の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学科等	平成12年度		平成13年度～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科 (器楽専攻)	245人	490人 (175人)	245人	490人	165人	410人
(声楽専攻)		(70人)				

() は平成11年度入学者

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

- (1) 平成12年度以前の入学者の授業料の金額については、当該入学年度の学則によるが、納入の時期については、平成12年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 教育課程については、平成12年度の入学者にも適用する。平成11年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。
- (3) 第4条の規定にかかわらず、平成13年度から平成17年度までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成13年度		平成14年度～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	210人	455人	210人	420人	165人	375人

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- (1) 平成13年度以前の入学者の学納金の金額については、当該入学年度の学則によるが、納入の時期については、平成13年度の学則による。また、第44条第4号については、平成13年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 平成12年度から平成13年度までの入学者の教育課程については、平成13年度の学則による。また、平成11年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、教育課程については、平成12年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度の入学者及び平成11年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(1) 平成12年度から平成13年度までの入学者の教育課程については、平成13年度の学則による。また、平成11年度の入学者及び平成14年度から平成15年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

(2) 第4条の規定にかかわらず、平成16年度の収容定員は次のとおりとする

年度 学科	平成16年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	190人	400人

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- (1) 平成16年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (2) 教育課程については、平成12年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成16年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

- (1) 平成16年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (2) 教育課程については、平成12年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成16年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- (1) 平成18年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) 第4条の規定にかかわらず、平成19年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成19年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	140人	330人

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第21条については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第21条については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第21条については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第5条の規定にかかわらず、平成27年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成27年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	100人	240人

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第5条の規定にかかわらず、平成28年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成28年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	100人	200人

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

ただし、令和4年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

(別表1)

(1) 教養科目、外国語科目

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
教 養 科 目	演奏とからだ I			2
	演奏とからだ II			2
	音楽活動研究①			1
	音楽活動研究②			1
	音響学			2
	基礎ゼミ	2		
	キャリアデザイン			1
	教育心理学			2
	経済学			2
	芸術鑑賞①			1
	芸術鑑賞②			1
	芸特応用研究 I		1	
	芸特応用研究 II		1	
	心の健康			2
	生涯学習概論 I			2
	心理学			2
	ICTと音楽芸術			1
	情報機器演習 (基礎)			2
	情報機器演習 (応用) I			2
	情報機器演習 (応用) II			2
	生活と経済			2
	西洋文化史 I		2	
	西洋文化史 II		2	
	体育実技			1
	体育理論			2
	哲学			2
	図書館概論			2
	日本国憲法			2
	日本文化史 I			2
	日本文化史 II			2
	博物館概論			2
	美術史 I			2
	美術史 II			2
	文学			2
	ボランティア論			2
	クリエイティブスタディーズ			1
	実用日本語 I			1
	実用日本語 II			1
	日本語と日本社会 I			1
	日本語と日本社会 II			1
日本語と日本社会 III			1	
日本語日本文化 I			1	
日本語日本文化 II			1	
日本語日本文化 III			1	
日本語文法とコミュニケーション I			1	
日本語文法とコミュニケーション II			1	
日本語文法とコミュニケーション III			1	
キャリアと日本語			1	
アカデミック・ジャパニーズ			1	

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
外 国 語 科 目	基礎英語 I			2
	基礎英語 II			2
	初級英語 I			2
	初級英語 II			2
	初級英語 III			2
	初級英語 IV			2
	初級英語 V			2
	中級英語 I			2
	中級英語 II			2
	中級英語 III			2
	中級英語 IV			2
	中級英語 V			2
	上級英語 I			2
	上級英語 II			2
	上級英語 III			2
	上級英語 IV			2
	上級英語 V			2
	基礎ドイツ語			4
	初級ドイツ語			4
	中級ドイツ語 I			2
	中級ドイツ語 II			2
	上級ドイツ語			2
	基礎イタリア語			4
	初級イタリア語			4
	中級イタリア語 I			2
	中級イタリア語 II			2
	上級イタリア語			2
基礎フランス語			4	
初級フランス語			4	
中級フランス語			2	
上級フランス語			2	

(2) 専門科目

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
専 門 科 目	アートマネジメント概論①			2
	アートマネジメント概論②			2
	医学一般			2
	イヤートレーニング			2
	インストゥルメンツII①		2	
	インストゥルメンツII②		2	
	歌うためのイタリア語		2	
	ヴァイオリンステップアップ①			2
	ヴァイオリンステップアップ②			2
	映像の音楽		2	
	栄養学演習			1
	演劇の歴史と作品			2
	オーケストレーション			4
	オペラの歴史と作品			4
	オルガンII①		2	
	オルガンII②		2	
	音楽基礎演習		2	
	音楽教育メソッドI			1
	音楽教育メソッドII			1
	音楽教養演習I			1
	音楽教養基礎		2	
	音楽教養特論			2
	音楽教養表現I		1	
	音楽教養表現II		2	
	音楽心理学			2
	音楽と社会		2	
	音楽と社会特論		4	
	音楽美学			4
	音楽評論概説		4	
	音楽療法概説			2
	音楽療法各論I			2
	音楽療法各論II			2
	英語研修			2
	海外研修II			3
	海外研修IV			3
	海外研修V			3
	介護概論			2
	解剖学		4	
	歌唱法①		2	
	歌唱法②		2	
看護学演習			1	
楽式論I			2	
楽式論II			2	
楽器研究		2		
合唱①		2		
合唱②		2		
合唱指導法①		2		
合唱指導法②		2		

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
専 門 科 目	合奏I①		4	
	合奏I②		4	
	合奏II			2
	合奏III①			2
	合奏III②			2
	合奏IV①			2
	合奏IV②			2
	器楽I①		6	
	器楽I②		6	
	器楽①		4	
	器楽②		4	
	器楽II①		2	
	器楽II②		2	
	器楽の歴史と作品		4	
	基本ソルフェージュ①		2	
	基本ソルフェージュ②		2	
	経営学I			2
	鍵盤演奏表現I		2	
	鍵盤演奏表現II			2
	鍵盤演奏表現III			2
	鍵盤演奏表現IV			2
	鍵盤音楽の歴史と作品			4
	鍵盤ソルフェージュ①		2	
	鍵盤ソルフェージュ②		2	
	芸術関係法規			2
	芸術文化と社会II			2
	公演実習①		1	
	公演実習②		1	
	コードプログレッション(ベーシック)		4	
	コードプログレッション(アドバンス)		4	
	これからのピアノ表現I			1
	これからのピアノ表現II			1
	これからのピアノ表現III			1
	これからのピアノ表現IV			1
	コンピュータ音楽概論		4	
	トラックメイキング①			4
	トラックメイキング②			4
	サウンドデザイン演習			2
	作曲・編曲法			2
	作曲II①		2	
作曲II②		2		
作曲家・作品研究		4		
指揮演習①			2	
指揮演習②			2	
指揮法I			2	
室内楽I			1	
室内楽II			1	
指導者基礎I			2	

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
専 門 科 目	指導者基礎Ⅱ			2
	社会福祉概論			2
	障がい児教育概論			2
	身体表現法①			2
	身体表現法②			2
	児童心理			2
	ジャズビッグバンド①		2	
	ジャズビッグバンド②		2	
	ジャズコンボ①		2	
	ジャズコンボ②		2	
	テクニク&パフォーマンス (ジャズ) ①		2	
	テクニク&パフォーマンス (ジャズ) ②		2	
	ジャズコンポジション			4
	ジャズ実技①		6	
	ジャズ実技②		6	
	ジャズダンス			2
	ジャズの歴史と作品		2	
	吹奏楽概論Ⅰ		2	
	吹奏楽概論Ⅱ		2	
	スコアリーダー①			2
	スコアリーダー②			2
	スタジオレコーディング			1
	声楽①		4	
	声楽②		4	
	声楽Ⅰ①		6	
	声楽Ⅰ②		6	
	声楽Ⅱ①		2	
	声楽Ⅱ②		2	
	声楽アンサンブル基礎			1
	西洋音楽史Ⅰ		4	
	西洋音楽史Ⅱ			2
	総合ソルフェージュ①		2	
	総合ソルフェージュ②		2	
	創作実技①		6	
	創作実技②		6	
	卒業研究		2	
	卒業ライブ		1	
	ソングライティング演習①			2
	ソングライティング演習②			2
	対位法			2
タップダンス①			2	
ダンス			2	
聴音・視唱ソルフェージュ①		2		
聴音・視唱ソルフェージュ②		2		
デジタルミュージック概論		2		
電子オルガン①		4		
電子オルガン②		4		
電子オルガンⅠ①		6		

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
専 門 科 目	電子オルガンⅠ②		6	
	電子オルガンⅡ①		2	
	電子オルガンⅡ②		2	
	電子オルガンアンサンブル①		2	
	電子オルガンアンサンブル②		2	
	電子オルガン演習①		2	
	電子オルガン演習②			2
	電子楽器研究		2	
	ドイツ歌曲①			1
	動作学		4	
	日本音楽概論Ⅰ			2
	日本音楽概論Ⅱ			2
	日本古典芸能Ⅰ			1
	日本古典芸能Ⅱ			1
	日本古典芸能Ⅲ			1
	日本伝統音楽演習(歌唱)			1
	日本伝統音楽演習(和楽器)			1
	ハーモニー演習①		2	
	ハーモニー演習②			2
	発達心理学			2
	バレエ・クラスⅠ①		2	
	バレエ・クラスⅠ②		2	
	バレエ・クラスⅡ①			2
	バレエ・クラスⅡ②			2
	バレエ・クラスⅢ①			2
	バレエ・クラスⅢ②			2
	バレエ・クラスⅣ①			2
	バレエ・クラスⅣ②			2
	バレエ・クラスⅤ①			2
	バレエ・クラスⅤ②			2
	バレエ①		4	
	バレエ②		4	
	バレエⅡ①		2	
	バレエⅡ②		2	
	バレエ演習Ⅰ①		2	
	バレエ演習Ⅰ②		2	
	バレエ演習Ⅱ①		2	
	バレエ演習Ⅱ②		2	
	バレエ演習Ⅲ①		2	
	バレエ演習Ⅲ②		2	
バレエ演習Ⅳ①		2		
バレエ演習Ⅳ②		2		
バレエ演習Ⅴ①			2	
バレエ演習Ⅴ②			2	
バレエ演習Ⅵ①			2	
バレエ演習Ⅵ②			2	
バレエ音楽演習			2	
バレエ音楽演習①		2		

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数			
		必 修	選 択 必 修	選 択	
専 門 科 目	バレエ音楽演習②			2	
	バレエ作品研究			4	
	バレエ指導法演習①			2	
	バレエ指導法演習②			2	
	伴奏実習			1	
	伴奏実習基礎			2	
	伴奏法①			2	
	パフォーマンス①			1	
	パフォーマンス②			1	
	ピアノ①		4		
	ピアノ②		4		
	ピアノⅠ①		6		
	ピアノⅠ②		6		
	ピアノⅡ①		2		
	ピアノⅡ②		2		
	ピアノアンサンブルⅡ①		2		
	ピアノアンサンブルⅡ②		2		
	ピアノ指導法基礎Ⅰ				1
	ピアノ指導法基礎Ⅱ				1
	ピアノ指導法基礎Ⅲ				1
	ピアノ指導法基礎Ⅳ				1
	PA演習				2
	フランス歌曲①				1
	舞台衣裳製作法				2
	舞台実習				2
	舞台スタッフ論①				2
	舞台スタッフ論②				2
	舞台表現演習①				1
	舞台表現演習②				1
	舞踊史		4		
	舞踊心理学		4		
	舞踊の歴史と作品				4
	簿記・会計入門				4
	ボディコンディショニング				2
	ポピュラー・ジャズ実技①		4		
	ポピュラー・ジャズ実技②		4		
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ①		2		
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ②		2		
	バンドアンサンブル①		2		
	バンドアンサンブル②		2		
	ポピュラーヴォーカルⅡ①		2		
	ポピュラーヴォーカルⅡ②		2		
	テクニック&パフォーマンス（ポップ&ロック）①		2		
	テクニック&パフォーマンス（ポップ&ロック）②		2		
	ポピュラー音楽概論		4		
	ポピュラー作曲・編曲法①		4		
	ポピュラー作曲・編曲法②				4
コンポジション&アレンジ				4	

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
専 門 科 目	ポップ&ロック実技①		6	
	ポップ&ロック実技②		6	
	ポリフォニー演習			2
	ミュージカルの歴史と作品			2
	ミュージックセオリー（初級）		2	
	ミュージックセオリー（中級）		2	
	ミュージックセオリー（上級）		2	
	ミュージックビジネスと社会			2
	民族音楽概論Ⅰ			2
	民族音楽概論Ⅱ			2
	メディア創作基礎Ⅰ			2
	メディア創作基礎Ⅱ			2
	ライブパフォーマンスⅠ			1
	ライブパフォーマンスⅡ			1
	ライブビジネスと社会			2
	リズムトレーニング			1
	録音制作Ⅰ		2	
	録音制作Ⅱ			2
	録音制作Ⅲ			2

(別表2) 教職課程の科目

科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教科の指導法に関する科目	教科教育法(音楽)	4		中学校音楽科教育法
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		
	教職論	2		
	教育制度論	2		
	教育心理学	2		
	特別支援教育論	1		
	教育課程編成論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳指導法	2		
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2		
	学習指導論	2		
	教育とICT活用	1		
	生徒指導・進路指導論	2		
	教育相談法	2		
教育実践に関する科目	教職実践演習(中)	2		
	教育実習	5		

(別表3) 図書館に関する科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
生涯学習概論 I	2		
図書館概論	2		
図書館制度・経営論	2		
図書館情報技術論	2		
図書館サービス概論	2		
情報サービス論	2		
児童サービス論	2		
情報サービス演習 I	1		
情報サービス演習 II	1		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習 I	1		
情報資源組織演習 II	1		
音楽図書館サービス特論	1		
図書・図書館史		1	2科目の内1科
図書館実習		1	目選択必修

(別表4)

	金額(年額)	納入期限
入学金	100,000円	入学試験要項で指定する
授業料	1,390,000円	当該年度の4月20日
施設費	630,000円	
注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。		
注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。 第1期 4月20日まで 第2期 9月25日まで		
注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる。		
注4 長期履修学生の授業料・施設費は、長期履修期間に限り、年額に当該学科の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額とする		